confidential

(案)

第３回
志摩市宿泊税検討委員会
(資料)

2024年12月11日
志摩市宿泊税検討委員会事務局

目次

confidential

１．第2回検討委員会の振り返り

２．他都市における宿泊税の見直し動向

３．課税要件（税率）の検討

４．今後のスケジュール(案)

１．第２回検討委員会の振り返り

第２回検討委員会の主な意見とキーワード①

confidential

検討項目	主な委員意見	キーワード
1.第２回検討委員会の振り返り	統計だけでは観光産業は小さく見えるが、関連産業まで含めるとそうではないことが示された。	観光産業の広い裾野
	伊勢・志摩・鳥羽の3市は財政力は違うが、宿泊税は３市が一体となって考える方が良いのではないか。	伊勢志摩3市の一体性
2.宿泊事業者へのアンケート調査結果	宿泊税はネガティブとポジティブな意見が拮抗しているが、これは宿泊税のイメージによって変わってくるのだと思う。	宿泊税のイメージ
	アンケートで「わからない」や「何ともいえない」との回答が半分くらいとなっているが、これは説明会に参加したかどうかが反映されているのではないか。丁寧に説明をすれば殆どの方が分かると思う。	宿泊税への理解促進
	「宿泊施設を良くする」、「従業員の確保」というのは、企業努力で行うものであり、これらに宿泊税を使うのはどうか。発想の転換が必要ではないか。	宿泊税の本質理解
	景観整備や環境保全という意見は、自分の敷地のことではなく、見える景観をもっと整備して欲しいという意味で、受け止め方の問題ではないか。	宿泊税の受け止め方
	何にお金を使うことが地域にとって一番効果があるかという視点がないと、無駄になったり、効果がなかったりということになってしまう。	使途の効果性の検討
	Wi-Fi環境や表示も重要だが、それがあるから来るというより、「あったらいいな」という感じではないか。折角やるのであれば、「これがあるから志摩に来る」というところにお金を使いたい。	志摩のシンボル

第２回検討委員会の主な意見とキーワード②

confidential

検討項目	主な委員意見	キーワード
3.宿泊税の使途	二次交通に不足感があるかは正直なところ分からない。観光客がもっと広域に行きたいと考えたときに自由に行ける交通手段がないので不便だという声はそれほど多くない。ホテルとの往復ができれば良いというのが現実かもしれない。	二次交通の必要性検証
	横山展望台は駐車場が少なくアプローチが大変だ。以前から駐車場確保の必要性は議論されている。	横山展望台の駐車場
	志摩の観光について、知名度、満足度はまだまだだと思う。宿と観光スポットの往復が多い現状を考えると、楽しんで貰うような将来的な投資やツールを改善していく必要がある。	将来に向けた投資
	二次交通について、民間事業者の立場からは卵が先か鶏が先かの話で、「需要がないからしない」、「需要があればする」という話になる。そこを、宿泊税に限らず上手く埋めていくことが解決につながるのではないか。	鶏が先か卵が先か
	横山展望台を一大観光資源であると捉えて集中的にアピールしていくと、それに対する二次交通が必要。どういう戦略、発想で志摩市の良さやコンテンツを売っていくかによって、宿泊税の使い方も変わってくる。	観光の戦略・発想によって使途も変わる
	真珠文化を知らしめるような施設が欲しいという要望が過去からずっとあった。	新たな施設の整備
	閉鎖施設の跡地整備は非常に悩ましい問題。そこに行きたいから志摩に来るというものにしていきたいが、それが何なのかというのは意見としてまとまっていない。	目的施設
	二次交通では横山ビュータクシーやレンタサイクルなどの取り組みを実施しているが、二次交通の無さが皆さんから日々聞く悩み。	二次交通への不満

第２回検討委員会の主な意見とキーワード③

検討項目	主な委員意見	キーワード
4.志摩市の課税要件（案）	東京都、大阪府、京都市では、どのような方向で税率が見直されるのか。 ⇒次回、事務局より回答予定	先行都市の見直しの方向性
	伊勢志摩コンベンション機構もあるので、できれば伊勢志摩3市で宿泊税の要件は統一した方が良いのではないか。財政力は違うが、スタートは一律が妥当ではないか。その後に見直しもできる。	伊勢志摩3市の統一性
	・志摩市の特徴は簡易宿泊所から高級ホテルまで宿泊金額にかなり多様性があること 鳥羽市は宿泊が質量とも多く、それに比べ志摩市は非常に多様性を持っている。それで一律と言われると少し違和感がある。 ・市内には高級な施設もあり、一律200円にして良いのか。これは要検討だと思う。 ・単価が低い宿泊施設の場合は、負担感が高くなる。	応能課税の考え方
	・宿が飲食単価、宿泊単価はいくらという金額を出す必要がある。シーズナリティが変わって料金が変われば、その都度変わっていく。それはかなり大変な作業になる。 ・システム等において事業者側の見直しが必要。 ・お客様ごとに、同じ施設でも金額が違うことになる。	宿泊施設の負担
	事業者の負担を考えると一律定額は分かり易く、負担は軽減されるかもしれない。 一方でお客様からみると、宿泊料の安い方も高い方も一律というのが公平とみられるかどうか。納税頂く方の意識も考える必要がある	一律定額の分かり易さと公平感のバランス

第２回検討委員会の委員長総括

confidential

１．**観光が基幹産業**であることがあらためて確認できた。**志摩市の将来推計人口が減少**することは押さえておく必要がある。

２．宿泊事業者アンケート結果では、重点的な施策として**志摩らしい景観の整備**や**施設改修**という意見が多い。もっとも、企業努力でやれることも多いという意見もあった。

宿泊税のイメージや導入について賛否両論あった。逆に、委員からはイメージを持てない方が多いのではという意見もあった。

３．使途の議論の中で、**二次交通**の問題、**景観保全**、**環境資源**の現状が良く分かった。新たな施設の整備など具体的な話もあった。

４．課税要件について**伊勢志摩３市の共通性が大事**という意見があった。**事業者の負担を考えると一律が良い**との意見がある一方、**客単価が多様なのは志摩市の特徴**でもあり、**一律でなくても良い**という意見もあった。

課税免除については、**免除した方が良いという意見はなかった**と理解している。

２．他都市における見直しの動向

東京都・大阪府・京都市の動向(見直し状況)

confidential

	東京都	大阪府	京都市
見直し時期	令和５年10月	令和６年8月	令和６年11月
概要	・宿泊料金の上昇、外資系高級ホテル等の高額な宿泊の増加、観光産業振興費の増加等も踏まえ、**税負担水準を引き上げる方向が適当**。 ・外資系高級ホテルなど高額な宿泊が増加しており、その**宿泊料金に応じた新たな税率区分を設定することなどを検討すべき**。 ・税率について、一方で、宿泊料金の変動等、社会経済の変化に順応しつつ、高価格帯のホテル等への宿泊に応分の負担を求める観点からは、定率での課税が有効。他方で、定額での課税は、宿泊者への分かりやすさ、特別徴収義務者であるホテル・旅館にとって税額を計算しやすいなど事務コストが小さいこと等の点でメリット。 ・東京都内における宿泊客は、海外客・国内客・都内客と様々で、その目的も観光・ビジネスなど多種多様。応益課税の考え方から、**宿泊税の課税趣旨及び税収使途との関係で課税対象者等を整理する必要**。 ・公平性・応益課税の観点からは、**宿泊料金による課税免除を見直す**こと、**民泊等も課税対象とする**ことが考えられる。ただし、課税庁と特別徴収義務者の双方にとって事務コストが高くなる恐れがあり、**費用対効果を勘案する必要**。 東京都税制調査会「令和5年度東京都税制調査会報告」より抜粋	答申を踏まえ、以下の通り宿泊税制度の改正を行う。 コロナ禍を経て、急激な変化を見せる観光動向に迅速に対応していく必要があることから、令和6年9月定例会に改正条例案を提出。 **※大阪府議会が令和6年11月5日に可決** 【免税点】 7,000円⇒**5,000円** 【税率】 ・7,000円以上15,000円未満100円 ⇒**5,000円以上**15,000円未満**200円** ・15,000円以上20,000円未満200円 ⇒15,000円以上20,000円未満**400円** ・20,000円以上300円 ⇒20,000円以上**500円** 【課税免除制度】 万博期間(R7.4～10）に限定した修学旅行生の課税免除制度 ⇒**万博期間終了後(R7.11以降)も課税免除を継続** ・免税点の引き下げにより、特別徴収義務者は**約1,100施設⇒約4,000施設**に増加見込み。 ・税収は**約25.1億円⇒約79.8億円**に増額見込み。 府民文化部・財政部「宿泊税制度の見直しについて」より抜粋	(1)今後の宿泊税の使途については、①観光振興や景観保全等の取組の財源として安定的・継続的に活用されることを前提としつつ、観光課題対策の強化をはじめとする市民生活と観光の調和を図る取組の財源として、また、②観光による市民生活向上の実感が得られる事業の財源として、より一層の活用が図られるべきであり、このような使途の在り方を踏まえると、**現行200円区分を含めた全体的な税率の引上げが必要**である。 (2)負担能力の高い高価格帯の宿泊の増加や、税率引上げに伴う低価格帯の負担感に鑑みて、**税率区分の追加や細分化を行うことにより、負担の更なる垂直的公平を図ることが必要**である。 (3)使途や税率の在り方を見直す際には、①**特別徴収義務者の事務負担への配慮や徴税事務そのものの効率化の推進**、②**使途を中心としたより市民や納税者に「伝わる」周知・広報の検討を行うべき**である。②については、税の使いみちについて市民等が主体的に参画していくためにも重要である。 上記のうち、税率の引上げについて納税者等の理解を得るためには、**令和7年度以降に新たに実施する施策等のより具体的な提示をはじめ、何のために税率を引き上げるのか、その理由を説得的に示していくことが重要**である。そのため、**今後の具体的な見直し内容の検討に当たっては、この点について十分留意されることを求める**ものである。 **※令和7年2月または5月に条例改正案を提出方針** 京都市持続可能なまちづくりを支える税財源の在り方に関する検討委員会「宿泊税の制度の在り方の検討について」より抜粋

３.課税要件（税率）の検討

税率（税額）

confidential

課税団体	志摩市	東京都	大阪府	京都市	金沢市	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市	倶知安町
導入年		平成14年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和2年	令和2年	令和5年	令和元年
税率		1人1泊について、宿泊料金が				1人1泊につき	1人1泊について、宿泊料金が	1人1泊につき	1人1泊について、宿泊料金が	1人1泊または1部屋1泊の
		①１万円未満：非課税 ②1万円以上１万5千円未満：100円 ③1万5千円以上：200円 ※見直す方向で検討	①７千円未満：非課税 ②7千円以上１万5千円未満：100円 ③１万5千円以上2万円未満：200円 ④２万円以上：300円 ※見直す方向で検討	①２万円未満：200円 ②2万円以上5万円未満：500円 ③５万円以上：1000円 ※見直す方向で検討	①２万円未満：200円 ②２万円以上：500円	200円 ※**福岡市、北九州市内の宿泊施設は50円** **※その他、新たに宿泊税を県内市町村が課す場合、100円**	①２万円未満：200円 ②２万円以上：500円 **(上記いずれも、うち県税50円)**	200円 **(うち県税50円)**	①１万円未満：100円 ②１万円以上２万円未満：200円 ③２万円以上：500円	宿泊料金の2%
免税点	なし	１万円	７千円	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
～7千円未満		非課税	非課税	200円	200円	200円	150円	150円	100円	※5千円の場合100円
7千円～1万円未満		非課税	100円	200円	200円	200円	150円	150円	100円	※7千円の場合140円
1万円～1.5万円未満		100円	100円	200円	200円	200円	150円	150円	200円	※1万円の場合200円
1.5万円～2万円未満		200円	200円	200円	200円	200円	150円	150円	200円	※1.5万円の場合300円
2万円～5万円未満		200円	300円	500円	500円	200円	450円	150円	500円	※2万円の場合400円
5万円～		200円	300円	1,000円	500円	200円	450円	150円	500円	※5万円の場合1,000円

税率（税額）

confidential

宿泊事業者アンケート

税率（税額）について：「定額制」が良いとする意見　**38.6%**

「段階定額制」が良いとする意見　**24.1%**
「定率制」が良いとする意見　**14.5%**

▶ **38.6%**

第２回検討委員会での意見

・「伊勢志摩３市の共通性
・「定額のほうが事務負担やシステム対応が軽減される」
・「簡易宿泊所から高級ホテルまで志摩市の宿泊施設は客単価が多様で一律の税額には違和感」 など

定額制（Ａ案）	**１人１泊につき一律200円**
段階定額制（Ｂ案）	**１人１泊につき宿泊料金が50,000円未満：200円** **同　50,000円以上：500円**

税率（税額）について

confidential

【設定の考え方と税収のシミュレーション（参考）】

①定額制（A案）

観光地伊勢志摩として一体である伊勢市、鳥羽市との協調が重要であり、宿泊事業者にとって負担が軽減されることが妥当と判断し、一律定額の200円の税率（税額）とする場合。

@200円 × 140万人（R5年宿泊者数（※志摩市観光統計））＝ 2億8000万円

②段階的定額制（B案）

多くの宿泊事業者にとって負担が軽減されつつ、**宿泊の施設、時期、形態（宿泊人数やプランなど）によって高額となる場合は、応分の税額を徴収することが妥当**と判断し、宿泊料金50,000円未満は200円、50,000円以上は500円の税率（税額）とする場合。
※**アンケート結果による施設における宿泊料金の実態**を勘案して設定。

（5万円未満）@200円 × 133万人（R5年宿泊者数の95%）＝ 2億6600万円
（5万円以上）@500円 × 7万人（R5年宿泊者数の 5%）＝ 3500万円
（5万円未満）＋（5万円以上） ＝ 3億0100万円

４.今後のスケジュール（案）

スケジュール(案)

confidential

年	令和６年度						
月	9	10	11	12	1	2	3
予定	第1回　検討委員会（9／20） アンケート実施	第2回　検討委員会（10／23）（アンケート結果報告）		第3回　検討委員会（12／11）（報告書素案）作成）	第4回　検討委員会（1／29）（報告書案）作成）	報告書提出	